

議案参考資料

[令和4年第3回定例会(9月)]

[担当課(室)係]

人材育成課 人事給与担当

議案名

議案第48号 桐生市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

地方公務員等共済組合法の改正により、被用者保険の適用対象である会計年度任用職員が地方公務員共済組合に加入することに伴い、所要の改正を行うものです。

概要

- 1 地方公務員等共済組合法の改正により、現在被用者保険(厚生年金・健康保険)の適用対象である会計年度任用職員が、令和4年10月1日から、地方公務員共済組合に加入し、以下の事業が適用となります。

適用事業：短期給付(医療保険)及び福祉事業(貯金・貸付け等)

※ 長期給付(厚生年金)は、引き続き日本年金機構へ加入

- 2 会計年度任用職員が、上記適用事業のうち、貯金や貸付けを利用した際に、当該職員の給与から必要な控除を行えるよう本条例を改正します。

※ 地方公務員法第25条第2項の規定により、給与から控除をするためには、法律又は条例に根拠規定が必要なため。

(施行期日：令和4年10月1日)

背景・経過

より多くの人々が、これまでよりも長い期間にわたり多様な形で働くようになることが見込まれる中で、今後の社会・経済の変化を年金制度に反映し、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るために「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」が制定され、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法も一部改正されています(令和2年6月5日公布)。

この法律の制定により、短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大が行われることに併せ、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合も、その適用範囲を拡大することとなり、現在、被用者保険の適用対象となっている国や地方自治体等で勤務する短時間労働者が、令和4年10月1日から、それぞれ国家公務員共済組合員、地方公務員共済組合員となり、短期給付と福祉事業の適用を受けることになります。

これに伴い、新たに共済組合の組合員となる短時間労働者に係る共済掛金のほか、貯金の積立金及び貸付けに係る償還金について給与から控除を行うことが想定されます。